

令和3（2021）年1月から水道料金と下水道使用料を改定します。

改定の概要

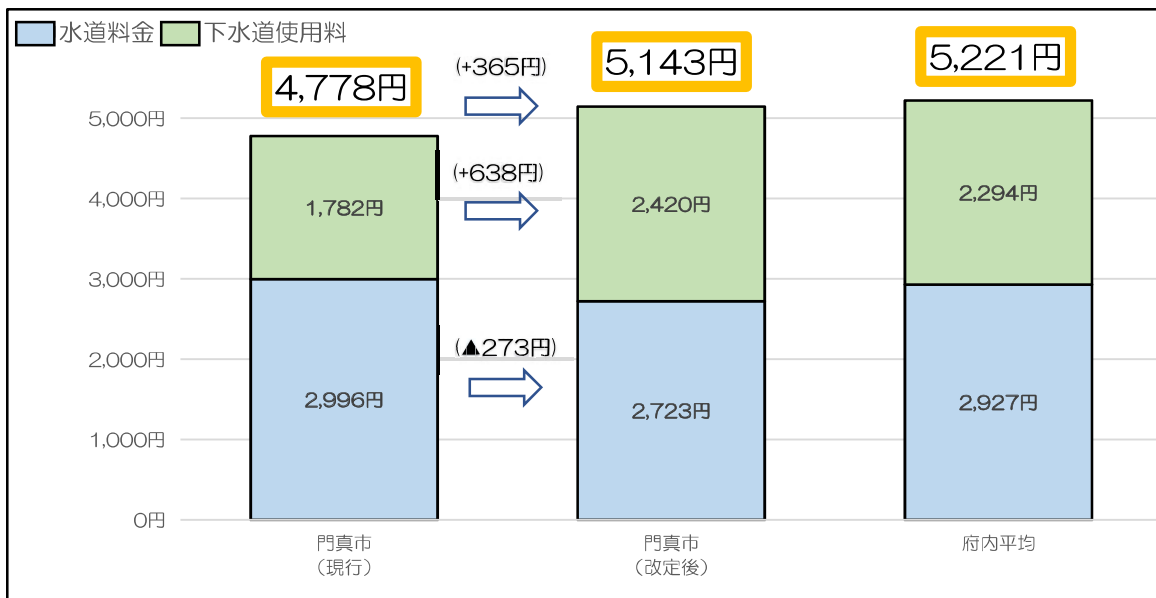
● 水道料金を減額します。

平成30年10月の値下げに加え、今回の改定（減額）は、「水道事業ビジョン」で見込んだ財政計画の純利益を上回っていることから、料金水準の適正化と利用者の皆さんの負担を軽減するために行います。

● 下水道使用料を増額します。

平成7年12月以来25年ぶりとなる今回の改定（増額）は、施設の耐震化・老朽化対策に取り組むうえで、将来にわたり持続可能な経営基盤を築くために行います。

◆ 1か月に20m³使用した場合の上下水道料金（税込）



改定による上下水道料金の影響額

◆ 表中は1か月あたりの金額（税込）

使用水量	0～10m ³			20m ³			30m ³			100m ³			500m ³		
	水道	下水道	合計	水道	下水道	合計	水道	下水道	合計	水道	下水道	合計	水道	下水道	合計
現行	1,082円	737円	1,819円	2,996円	1,782円	4,778円	5,515円	3,047円	8,562円	29,550円	14,542円	44,092円	208,410円	91,542円	299,952円
改定後	985円	1,001円	1,986円	2,723円	2,420円	5,143円	5,011円	4,136円	9,147円	26,890円	19,712円	46,602円	189,470円	124,432円	313,902円
差額	▲97円	+264円	+167円	▲273円	+638円	+365円	▲504円	+1,089円	+585円	▲2,660円	+5,170円	+2,510円	▲18,940円	+32,890円	+13,950円

水道料金の改定について

1 水道料金改定の背景

① 「門真市水道事業ビジョン」の財政計画を上回る純利益を確保

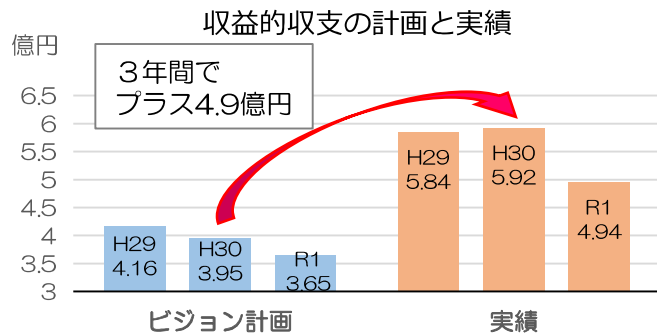
門真市では、平成29（2017）年度から令和8（2026）年度までの10年を期間とする「門真市水道事業ビジョン」（以下「ビジョン」）に基づき、施設の耐震化等を計画的に進めています。

現在の財政状況は、ビジョンの財政計画で見込む純利益を実績の純利益が上回るなど、安定的な経営状況にあります。また、収支算定条件の見直しによる費用削減を見込んでおり、財政計画を上回る純利益相当額と費用削減相当額を財源として、ビジョン計画期間内における料金水準の適正化と、利用者の皆さんへの負担軽減のため、水道料金の値下げを行います。

なお、ビジョン計画期間後（令和9（2027）年度）以降の水道料金水準については、ビジョンの施策に掲げる「水道料金体系の最適化に関する検討」を踏まえ、改めて見直しを行います。

② 純利益の計画と実績の比較

事業費用（人件費等）の削減の効果もあり、平成29（2017）年度から令和元（2019）年度の決算における純利益が3年間でビジョン計画値よりも約4.9億円上回っています。

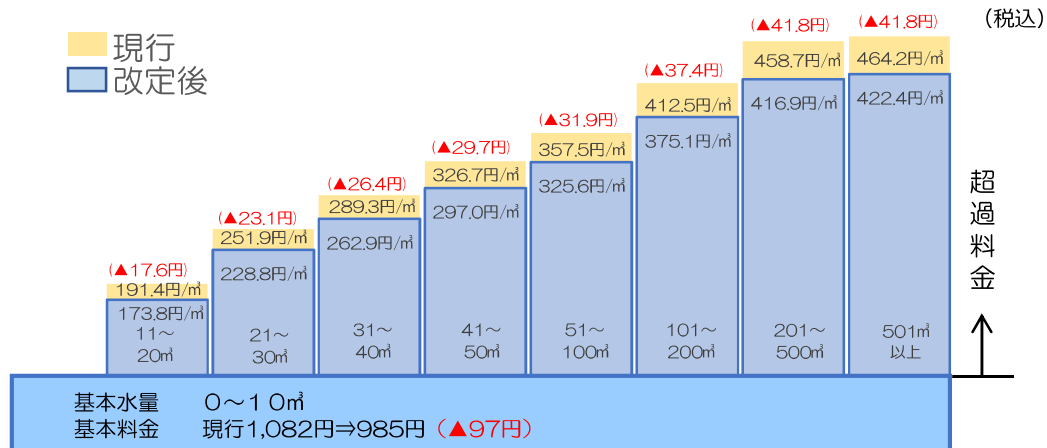


2 水道料金の改定内容

今回の改定は、利用者の皆さんの負担を平等に軽減するため、現行の料金体系に一律の改定率を乗じた改定としました。

水道料金（基本料金+超過料金）の改定内容は以下に示すとおりです。

- 基本水量⇒変更なし
- 基本料金（使用水量の有無に係わりなくお支払いいただく料金）
⇒1,082円/月から985円/月に値下げします。
- 超過料金（使用水量に応じて単位水量当たりの価格ごとに算定し、お支払いいただく料金）
⇒現行の単価から一律の改定率を乗じた改定としました。



下水道使用料の改定について

1 下水道使用料改定の背景

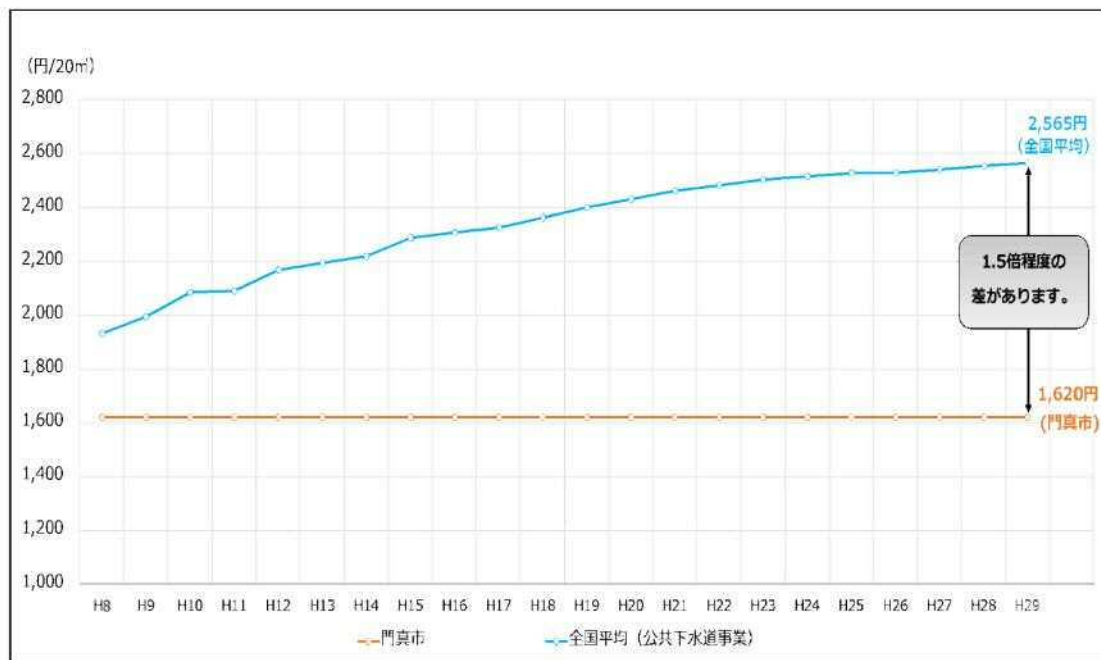
① 普及率向上をめざし、加速的な下水道整備の実施

門真市では、国の第二京阪道路の新設事業の進展にあわせた下水道整備に取り組んできました。第二京阪道路が完成後、下水道の整備をお待ちいただいていた市民の皆さんに早くご利用いただくため、平成26（2014）年度から加速的な下水道整備を行ってきました。その結果、普及率の向上とともに防災上の観点から、浸水対策も向上しました。その一方で、下水道施設（固定資産）の増加により、下水道事業の運営費用（減価償却費※）も増加しています。

※固定資産の経年的価値の減少を償却資産に応じて毎年度費用計上するもの

② 平成7（1995）年12月以降、据置いていた下水道使用料水準

現行の下水道使用料は、平成7（1995）年度の改定以降、25年間据え置いてきましたが、全国的には下水道使用料の改定は行われており、その結果、本市の下水道使用料は、全国平均と比較すると約1.5倍の差が生じており、低い水準にあります。



1ヶ月20m使用した場合の下水道使用料（税抜き）

上記「①普及率向上をめざし、加速的な下水道整備の実施」で述べました、下水道整備を実施するタイミングに合わせ、具体的な検討を行い、費用増加に見合う下水道使用料水準に引き上げを行う必要がありました。しかし、当時は、資金不足が発生していなかったことを理由に、引き上げには至りませんでした。

2 下水道使用料改定の理由

① 適正な下水道使用料水準による経営基盤の強化

本市下水道事業は、平成29(2017)年度に地方公営企業法の適用により、公営企業会計を導入して固定資産評価等を行ったことから、詳細な施設の老朽化、資金状況等の経営状況の把握・分析が可能となりました。また、それ以前の官公庁会計方式(資金ベース)では、資金残高に焦点をあてた経営をしてきましたが、収益ベースを視点にした経営に転換することになります。今般、令和2年度から10年間を計画期間とする「門真市公共下水道事業経営戦略」の策定にあたり、令和3年度から令和12年度までの収益ベースによる下水道使用料水準の算定を行ったところ、加速的な下水道整備に伴い増加した費用(減価償却費)や、流域下水道負担金増加への対応、今後の未普及地域への整備工事に加えて、施設の老朽化対策、地震対策等の投資費用に対し、現行の下水道使用料水準では財源が不十分であることが明らかになりました。



また、下水道事業は先行投資により施設整備をするため、企業債(借金)や国からの補助金を財源として整備することとなります。企業債(借金)の返済資金は、年間約25億円となり、下水道施設整備によって得る下水道使用料等により賄いますが、現行の下水道使用料水準では、資金残高不足が見込まれる状況です。



これらの理由により、今後、持続かつ安定した下水道サービスを提供していくためには、費用(減価償却費等)見合分に将来の設備強化や資金手当ての観点から必要となる金額を加えた下水道使用料改定により財源を確保し、経営基盤を強化することが必要となります。

② 安全・安心な下水道事業の持続可能性を確保

上記「①適正な下水道使用料水準による経営基盤の強化」のとおり、現行の下水道使用料水準では財源が不足するため、今後、事故発生リスクを抑えるために必要な施設の老朽化対策や地震対策等が計画的に進められませんが、改定後はそれらの対策を計画的に推進することが可能となり、下記の写真のような下水道事故が発生する可能性は低減され、利用者の皆さんに安全・安心な下水道をご利用していただけます。

<地震による被害の例（マンホールの浮き上がり）>



<下水道管の老朽化による道路陥没の例>



出典：国土交通省HP

3 下水道使用料改定の効果

今回の下水道使用料改定（値上げ）後は、使用料算定期間の令和3年度から令和12年度までの投資財源が確保されますので、計画的な事業推進が可能となります。

● 今後の主な実施事業（予定）

▶老朽化対策事業（公共下水道事業ストックマネジメント計画 短期計画 ～令和6年度）

○ 本管点検・調査・・・・・・・・約2,700箇所（点検） 約13km（調査）

○ マンホール調査・・・・・・・・約500箇所

▶地震対策事業（下水道総合地震対策計画 短期計画 ～令和5年度）

○ 耐震診断・設計・・・・・・・・約23km

○ 耐震化工事・・・・・・・・約17km

○ マンホールトイレ設置・・・6箇所の避難所（約37基）

▶下水道整備事業

○ 普及率 令和2年3月末 95.3% ➡ 令和9年3月末 概成予定

なお、上記の各事業の中・長期計画については、毎年度の進捗管理を行うとともに、経営状況等を踏まえ、具体的な実施事業を定め、計画的に進めていきます。

4 下水道使用料の改定内容

今回の改定は、利用者の皆さんに平等に負担していただくため、現行の使用料体系に一律の改定率を乗じた改定としました。

下水道使用料（基本使用料+超過使用料）の改定内容は以下に示すとおりです。

- 基本水量 ⇒変更なし
- 基本使用料（使用水量の有無に係わりなくお支払いいただく使用料）
⇒737円/月から1,001円/月に値上げ。
- 超過使用料（使用水量に応じて単位水量当たりの価格ごとに算定し、お支払いいただく使用料）
⇒現行の単価に一律の改定率を乗じた改定としました。

